

改正! 高年齢者雇用安定法 社会保険労務士・キャリアカウンセラー 佐野 真澄

「高年齢者雇用安定法」が平成25年4月から施行されます。厚生年金の支給開始年齢が本格的に引上がることに基づくもので(図1参照)、60歳以上の方が活躍されている会社はもちろん、全ての会社で対応が求められますのでご注意ください。

～改正高年齢者雇用安定法の概要～

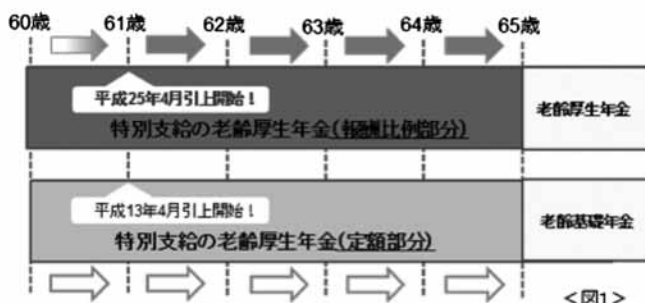
1. そもそも高年齢者雇用安定法とは?

高年法では、65歳未満の定年を定めている場合に65歳までの安定した雇用を確保するための措置として、①定年の引上げ②継続雇用制度③定年の定め廃止のいずれかの措置を講じることとされています。平成23年の厚生労働省の報告によると、8割の会社が継続雇用制度を導入しているのが現状です。この度も継続雇用制度の運用について改正が行われます。

2. 改正法の概要

①継続雇用の対象者を限定できる仕組みの廃止

これまでは、会社が継続雇用制度を導入する場合、対象者を限定する基準を労使協定で設けることが認められていました。今回の改正ではこの仕組みが廃止され、平成25年4月から希望者全員を継続雇用制度の対象とすることが必要になります。ただし基準には引き続き利用できる経過措置が設けられており、平成25年3月31日までに選定基準を労使協定で締結している場合に限り、厚生年金の支給開始年齢に達した以降の方を対象に当該基準を利用できます。



②継続雇用先会社の範囲の拡大等

現行法では、高年齢者が雇用されていた会社以外の会社での再雇用の場合、両者が一体とみなされる会社のみ認められていましたが、改正法では継続雇用先を、子会社や関連会社

等にまで広げることができるようになります。また、改正法では法に違反した場合会社名の公表もありうるようになりました。

～改正に向けた実務的な留意点～

ポイント1 賃金の取扱いを整理

これまで「定年後の賃金を下げても年金と高年齢雇用継続給付と合わせれば手取りを維持できる」といった理由で継続雇用の賃金を決定していた会社の場合注意が必要です。それは平成25年4月以降に在職老齢年金を受給できない方が出てくるからです。賃金が下がるのであれば、なぜ下がるのか、しっかりと説明ができるようにする必要があります。賃金の決定方法は、社員の皆さんの働く意欲と強く結びついています。だからこそしっかりと理由付けが必要です。

ポイント2 高年齢社員の就労希望確認

制度面の整備の他にやらなければならないことは、社員が定年年齢を迎える前にあらかじめ定年以降の働き方について話し合い、本人の就労にあたっての希望と会社の要望とをすり合わせておくことです。60代以降の就労希望は、働き方に対する価値観や生活環境により人それぞれです。忙しい毎日の中でも立ち止まり「あなたにとって働くこととは何ですか?」というところから考える機会を持つことがとても大切です。

ポイント3 就業規則の見直し

現在、継続雇用の対象者に関する基準を設けている場合、就業規則には「別に労使協定で定める基準に従い、再雇用する」などと規定が設けられていると思います。今回の改正に伴い、このような規定は「別に労使協定で定める基準に従い」という文言を削除し、代わりに「本規則〇条各号に定める解雇事由または退職事由に該当しない限り、再雇用する」といった規定を設けなければなりません。また、概要1でお伝えした経過措置を活用する場合も就業規則に記載します。

ポイント4 関連助成金の活用

今回の法改正と関連し、今年4月から新設・拡充されている助成金があります。また、定年年齢を上げたり継続雇用制度を導入することで受けられる「定年引上げ等奨励金」は平成25年3月31日をもって終了するため、現在駆け込み申請が急増していると聞いていますので、活用される事業所はぜひお早目にお手続き下さい。

【経過措置を利用する場合の規程例】

第〇条 社員の定年は満60歳とし60歳に達した年度の末日をもって退職とする。ただし、本人が希望し解雇事由又は退職事由に該当しない者であって、高年齢者雇用安定法一部改正法附則第3項に基づきなお効力を有することとされる改正前の高年齢者雇用安定法第9条第2項に基づく労使協定の定めるところにより、次の各号に掲げる基準(以下「基準」という)のいずれにも該当する者については、65歳まで継続雇用し、基準のいずれかを満たさない者については、基準の適用年齢まで継続雇用する。

- ① 引き続き勤務することを希望している者
- ② 過去〇年間の出勤率が〇%以上の者
- ③ 直近の健康診断の結果、業務遂行に問題がないこと
- ④ ○○○○

2 前項の場合において、次の表の左欄に掲げる期間における当該基準の適用については同法の左欄に掲げる区分に従い、それぞれ右欄に掲げる年齢以上の者を対象に行うものとする。

平成25年4月1日から平成28年3月31日まで	61歳
平成28年4月1日から平成31年3月31日まで	62歳
平成31年4月1日から平成34年3月31日まで	63歳
平成34年4月1日から平成37年3月31日まで	64歳

佐野マネジメントオフィス

社会保険労務士・
キャリアカウンセラー

佐野 真澄

〒437-0023 袋井市高尾1496-77
TEL : 0538-43-6170
FAX : 0538-84-9539



執筆して頂いた 佐野 真澄さん